

令和5年度

地域密着型サービス事業運営に係る
留意事項等について

津市健康福祉部 介護保険課

目次

- 1 指導と監査
- 2 令和5年度指導・監査実施方針
- 3 令和4年度運営指導の結果について
- 4 今後整備すべき体制
- 5 その他運営に係る注意事項

1 指導と監査

指導

◆サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営基準介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底する。

① 集団指導

- ・指定事業所を対象に講義形式の指導
(令和2年度～5年度は資料をホームページに掲載)
- ・介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ・運営指導における指導内容の説明や適正な運営について

② 運営指導(令和4年度から実地指導から運営指導に名称変更)

- ・対象事業所を選定して、事業所にて実施
- ・人員基準、運営基準、報酬請求等に係る確認

1 指導と監査

監査

◆ 人員基準、運営基準、介護報酬請求等について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を行う。

- ・不正が疑われる事業者が対象
- ・定期的に行う指導と違い、事案が発生した際に随時実施
- ・運営指導時、必要があれば監査に切り替える
- ・違反や不正請求があった場合、改善勧告や改善命令、指定の取消しを行う

2. 令和5年度指導・監査実施方針

重点項目

令和3年度介護報酬改定や前年度の運営指導の結果等を踏まえ適正な事業運営が行われているかを重点的に確認する。

- (1) 法令順守
- (2) 人格の尊重及び尊厳の保持
- (3) 利用者の安全・安心の確保
- (4) 職員の就業環境の整備

2. 令和5年度指導・監査実施方針

重点項目

(1) 法令順守

- ア 人員基準、運営基準及び介護報酬請求について、自己点検体制が確保されているか。
- イ 人員基準に定める職員の資格、研修及び員数を満たしているか。
- ウ サービス内容や手続きの説明及び同意があるか。
- エ 各種サービス計画等が適切に作成されているか。
- オ 秘密の保持が徹底されているか。

(2) 人格の尊重及び尊厳の保持

- ア 高齢者虐待の防止や身体拘束の廃止、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。
- イ 虐待が発生した場合に、職員への指導や勤務体制の見直しができる体制になっているか。

2. 令和5年度指導・監査実施方針

重点項目

(3) 利用者の安全・安心の確保

- ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止対策が講じられているか。
- イ 災害に関する具体的な計画の策定、定期的な研修、及び訓練の実施等の対策がとられているか。
- ウ 業務継続に向けた取組が行われているか。
- エ 事故防止対策や事故発生時に適切な対応ができているか。

(4) 職員の就業環境の整備

- ア 介護現場におけるハラスメント対策を講じているか。
- イ 介護職員の処遇改善が行われているか。

3 令和4年度運営指導の結果について

指導事例(小規模多機能型居宅介護)

●サービス提供中に事故が発生しているにもかかわらず市への事故報告が行われていないものが見受けられたので、サービス提供中に事故が発生した場合、速やかに市へ報告すること。

●(介護予防)小規模多機能型居宅介護におけるサービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針(介護予防小規模多機能型居宅介護にあつては指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取扱方針及び第31条各号に掲げる留意点)に沿って行うこと。

→具体的には...

- ①計画作成日が利用者への説明日と同日になっていない。
- ②短期目標の期間を延長する場合、その都度計画を作成するか、軽微な変更として所定の手順により計画に記載する必要があるが、できていない。
- ③訪問看護等の医療サービスを計画に位置付ける場合、主治医への意見照会等の必要な手続きを取り、その記録を残す必要があるが、できていない。
- ④福祉用具貸与を計画に位置付ける場合、必要となる理由を検討し、記載する必要があるが、できていない。
- ⑤モニタリングを1か月に1回実施できていない。 など

3 令和4年度運営指導の結果について

指導事例(地域密着型通所介護)

- 従業者の雇用契約書において調理業務等の利用者に直接介護を行わない職種とした労働条件を規程しているにもかかわらず、**介護職員として配置している者が見られた。**
- 営業日を拡大しているにもかかわらず**看護職員が配置されていないサービス提供日があった。**
- 管理者以外配置されていないサービス提供日があった。**
- サービス担当者会議等において、**利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく必要があるが、これを得られていなかった。**
- 運営推進会議の未実施。構成員の招集が困難な場合における書面による意見徴取等の代替措置も取られていなかった。
- 変更の届出が必要な事項(管理者の変更、機能訓練指導員の変更、主たる事務所の所在地など)の変更があったにもかかわらず届出がされていなかった。

3 令和4年度運営指導の結果について

指導事例(認知症対応型共同生活介護)

- 同一敷地内にある他の事業所との兼務従業員について、グループホームでの勤務が確認できないものが見受けられた。
- 管理者及び計画作成担当者について、他の職種との兼務により業務に支障がある状態であると見られることから勤務体制を見直す必要がある。
- サービス提供中に事故が発生しているにもかかわらず市への事故報告が行われていないものが見受けられたので、サービス提供中に事故が発生した場合、速やかに市へ報告すること。
- 利用者の家族の個人情報を用いるに当たって、文書による同意が得られていないものがあった。
- 職場におけるハラスメントの防止のための方針等の明確化、及びその周知・啓発を行うこと。
- 評価機関による外部評価について、実施回数の緩和要件が適用されない場合は毎年実施すること。

3 令和4年度運営指導の結果について

重要

その他

運営指導で指導を行ったもの以外でも、以下のような不適切な取り扱いが認められました(令和3年度以前の事例も含まれます)。

■認知症研修関係

- ①代表者の変更に際して、開設者研修を未修了
- ②管理者の変更に際して、管理者研修を未修了
- ③計画作成担当者の変更に際して、計画作成担当者研修及び実践者研修を未修了

→修了猶予措置期間を経過した場合報酬返還となる場合があります。突然の離職等に備えて計画的な受講をお願いします。

■介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算関係

計画書及び実績報告が期日までに行われていない

→理由なく提出を遅滞すると年度当初からの算定ができなくなったり報酬返還となる場合があります。

■地域密着型サービスにおける他市利用者の利用

- ①津市外の被保険者を事前に津市の同意及び保険者の指定なく利用させている
- ②津市外の被保険者を利用させるために居住実態を伴わない住所地(津市の家族宅等)への転入を促す

→①の場合保険給付を受けられなかったり、②の場合虚偽の届出は罰則規定(住民基本台帳法第52条)があります。

居住実態がない場合は職権消除(住民基本台帳法施行令第12条第1項)される可能性があります。⇒被保険者の資格喪失 10

4 今後整備すべき体制

令和3年度の制度改正における5つのポイント

- 1 感染対策の強化
- 2 業務継続に向けた取組の強化
- 3 認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- 4 高齢者虐待防止の推進
- 5 科学的介護の取組の推進

4 今後整備すべき体制

1 感染症対策の強化(各サービスで義務化(地域密着型介護老人福祉施設は④が追加))

(令和6年3月末で3年間の経過措置終了)

①委員会の開催

専任の担当者の設定、6月に1回以上(または3月に1回以上※1)の定期開催、他の会議体と一体設置も可

②指針の整備

平常時の対策(衛生管理、感染対策)及び発生時の対応(状況把握、拡大防止、他機関との連携、医療処置、※1)行政への報告)を規定

③研修の実施等

適切な知識を普及・啓発、指針に基づいた衛生管理の徹底・衛生的ケアの励行、年1回(または年2回※2)の定期的研修、新規採用時の研修実施

④訓練(シミュレーション)の実施

年1回(または年2回※2)定期的に実施、②指針・③研修に基づき役割分担の確認、感染対策をしたうえでのケアの演習、実施手法は問わない

※1 地域密着型介護老人福祉施設の場合

※2 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合

4 今後整備すべき体制

2 業務継続に向けた取組の強化(令和6年3月末で3年間の経過措置終了)

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス提供を受けられるようにサービスの継続実施、非常時の早期提供再開のための**計画の策定**と、計画に基づいて**研修、訓練**の実施(他サービスとの連携実施も可)を規定

①業務継続計画

- イ **感染症**に係る業務継続計画(平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立)
- ロ **災害**に係る業務継続計画(平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携)

②研修

- ◆計画の具体的内容を職員間に共有、平常時の対応の必要性・緊急時の対応に係る理解の励行
- ◆年1回(または年2回以上※)以上の定期的な開催、新規採用時には別に研修実施が望ましい
- ◆研修の実施内容の記録、感染症の業務継続計画については感染症予防・まん延防止研修との一体的な実施も可

③訓練(シミュレーション)の実施

- ◆業務継続計画に基づいて役割分担の確認、感染症や災害発生時に実践するケアの演習を年1回(または年2回以上※)以上定期的に実施
- ◆感染症の業務継続計画に係る訓練については感染症予防・まん延防止訓練との一体的な実施も可

※ 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合

4 今後整備すべき体制

重要

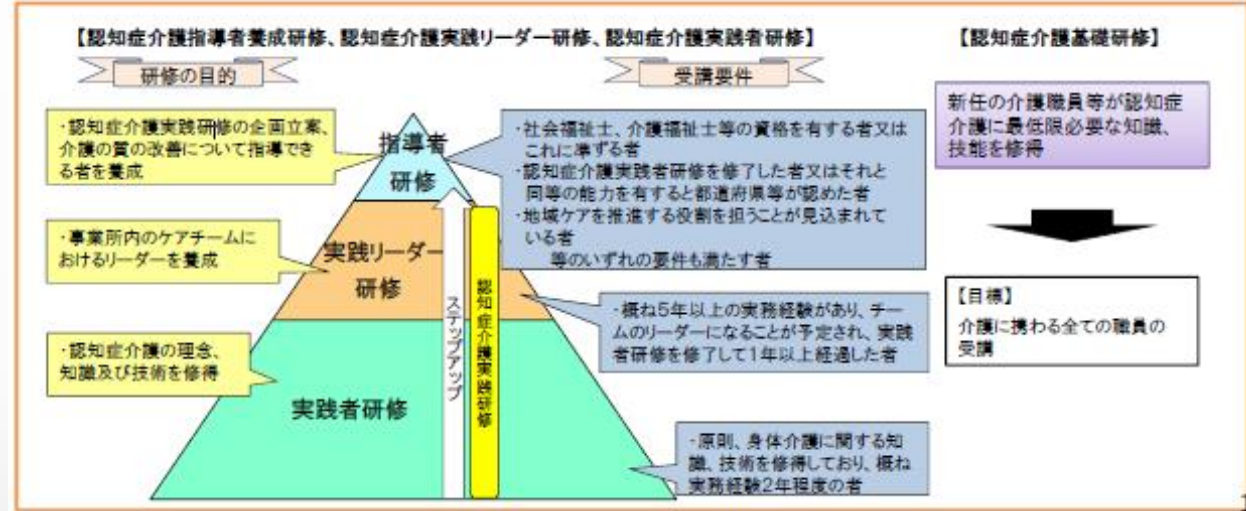
3 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

(全サービスが対象)

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。**

その際、**3年の経過措置期間**を設けることとするとともに、**新入職員の受講**についても**1年の猶予期間**を設けることとする

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



受講が必要	受講が不要
無資格者	有資格者
認知症サポーター等養成講座修了者	認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等修了者
	養成施設で認知症科目を履修した者 (卒業証明書及び履修科目証明書にて確認)
	福祉系高校の卒業者(卒業証書にて確認)

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A
(Vol. 3 Q3~Q10を参考)

4 今後整備すべき体制

4 高齢者虐待防止の推進

◆ 運営規程に『虐待の防止のための措置に関する事項』について規定することが義務化(令和6年3月末で3年間の経過措置終了)

◆ 虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応の観点から、次の事項を実施

① 虐待防止検討委員会の開催

構成メンバーの責務・役割分担を明確にし定期開催、事業所外の専門家を委員として活用することが望ましい、他の会議体と一体設置も可、テレビ電話等の活用可

検討内容:(組織)(指針の整備)(職員研修)(相談報告体制の整備)(通報が迅速かつ適切に行われる方法)(再発防止策)(効果の評価)

② 指針の整備

盛り込む内容:(基本的考え方)(組織)(研修)(対応方法)(相談・報告体制)(成年後見制度の利用支援)(苦情解決方法)(指針の閲覧)

(その他虐待防止の推進に必要な事項)

③ 研修の実施等

基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発、指針に基づいた虐待防止の徹底を行うもの

指針に基づいた研修プログラムを作成、年1回以上(または年2回以上※)定期的な研修の実施、新規採用時に研修を実施、研修内容の記録、事業所内研修で可

④ 専任の担当者の設定

①～③の措置を適切に実施するための専任担当者を置くことが必要、①委員会の責任者と同一従業員が務めることが望ましい

※ 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合

4 今後整備すべき体制

5 科学的介護の取組の推進

LIFEの活用

科学的に効果が裏付けされた自立支援・重度化防止に
資する質の高いサービス提供の推進が目的

利用者データの提出↔フィードバック



事業所の特性・ケアの在り方等の検証

ケアプランへの反映

事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を評価する

加算を創設・見直し

詳しくは

- ◆令和3年3月12日付介護保険最新情報Vol. 931
「科学的介護情報システム(LIFE)の活用等について①②」
- ◆令和3年4月23日付介護保険最新情報Vol. 973
「科学的介護情報システム(LIFE)に係る対応等について」
等をご確認ください。

LIFEの活用等が要件として含まれる加算一覧（施設・サービス別）

別添1

	科学的介護 推進加算 (I) 科学的介護 推進加算 (II)	個別機能訓 練加算(II)	ADL維持等 加算(I) ADL維持等 加算(II)	リハビリテ ーションマ ネジメント 計画書 情報加算	理学療法、 作業療法及 び言語聴覚 療法に係る 加算	褥瘡マネ ジメント加 算(I) 褥瘡マネ ジメント加 算(II)	褥瘡対策指 導管理(II)	排せつ支援 加算(I) 排せつ支援 加算(II) 排せつ支援 加算(III)	自立支援促 進加算	かかりつけ 医連携薬剤 調整加算	薬剤管理指 導	栄養マネ ジメント強 化加算	口腔衛生管 理加算(II)
介護老人福祉施設	○	○	○			○		○	○			○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○	○			○		○	○			○	○
介護老人保健施設	○			○		○		○	○	○		○	○
介護医療院	○				○		○	○	○		○	○	○

	科学的介護 推進 加算	個別機能訓練 加算(II)	ADL維持等加算 (I) ADL維持等加算 (II)	リハビリテーション マネジメント加算 (A)ロ リハビリテーション マネジメント加算 (B)ロ	褥瘡マネジメント 加算(I) 褥瘡マネジメント 加算(II)	排せつ支援加算 (I) 排せつ支援加算 (II) 排せつ支援加算 (III)	栄養アセスメント 加算	口腔機能向上加 算(II)
通所介護	○	○	○				○	○
地域密着型通所介護	○	○	○				○	○
認知症対応型通所介護(予防含む)	○	○	○ (予防を除く)				○	○
特定施設入居者生活介護(予防含む)	○	○	○ (予防を除く)					
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○					
認知症対応型共同生活介護(予防を含む)	○							
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	○							
看護小規模多機能型居宅介護	○				○	○	○	○
通所リハビリテーション(予防含む)	○			○ (予防を除く)			○	○
訪問リハビリテーション				○ (予防を除く)				

5 その他運営に係る注意事項

人員基準欠如による減算の概要

サービス種類	人員基準欠如となる状態
地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護	指定基準に定める員数の看護職員または介護職員を置いていない
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none">・指定基準に定める員数の従業者を置いていない・夜勤職員・宿直職員・サテライト型事業所の訪問サービスの提供に当たる者の場合、指定基準に定める員数に満たない日が2日以上連続して発生した場合又は4日以上発生した場合のいずれかに該当・介護支援専門員が必要な研修を受講していない
認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none">・指定基準に定める員数の従業者を置いていない・計画作成担当者が必要な研修を受講していない
地域密着型特定施設入居者生活介護	指定基準に定める員数の看護職員または介護職員を置いていない
ユニット型(経過的)地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	<ul style="list-style-type: none">・常勤換算方法で入居者の合計数が3またはその端数を増すごとに1人以上の介護職員または看護職員を置いていない・指定基準に定める員数の介護支援専門員を置いていない

5 その他運営に係る注意事項

注意事項

- 地域密着型通所介護: 利用定員11人以上の通所介護では看護職員の配置が必要
- 認知症対応型共同生活介護: 計画作成担当者は他のユニットの管理者との兼務不可

▶ 夜勤体制による減算、加算

短期入所サービス(基準該当含む)や認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合、介護報酬が減額されます。夜勤を行う職員の不足状態が続く場合は指定が取り消される場合があります。ある月(暦月)に夜勤時間帯(22:00~5:00を含む連続する16時間で事業所ごとに設定)に夜勤を行う職員数が基準に満たない事態が①2日以上連続して発生 ②4日以上発生 のいずれかの場合

また、基準を上回る夜勤職員の配置を行った場合、加算(夜勤職員配置加算、夜間支援体制加算)が行われます。

サービス種類	夜勤職員の基準等
認知症対応型共同生活介護	共同生活住居ごとに夜勤を行う介護従業者数が1以上(満たさない場合は減算)
基準該当短期入所生活介護	夜勤を行う介護職員又は看護職員を1以上(指定短期入所生活介護と同様)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (併設型ユニット型短期入所生活介護と同じ)	2のユニットごとに夜勤を行う介護職員または看護職員数が1 (指定介護老人福祉施設のユニット数と短期入所生活介護事業所のユニット数を合算した上で、夜勤職員の配置数を算定する)

具体的な事例については、「介護保険事業所における管理者の兼務」(三重県ホームページ)をご参照ください。

5 その他運営に係る注意事項

管理者の兼務・常勤職員・常勤と非常勤及び専従と兼務の考え方

1 管理者の兼務

事業所の管理者の兼務については、三重県の考え方として、次の(1)又は(2)の何れかのみ
の兼務に限り、可能としています。((1)と(2)の両方の兼務は不可です)

もつとも、事業所の管理業務に支障がないと認められる場合に限ります。

また、管理者は常勤であることが必要です

(1) 同一事業所内における従業者との兼務

例) 訪問介護の管理者が、サービス提供責任者を兼務

(2) 併設する他の事業所の管理者との兼務(管理者同士の兼務)

※ 併設とは、事業所同士が「同一建物内」「同一(隣接)敷地内」「道路を隔てて隣接」の

何れかの場合に限ります

例) 訪問介護の管理者が、同一敷地内にある通所介護の管理者を兼務

2 常勤職員

常勤職員の勤務時間数は、事業所ごとに定めるものです。

例えば、常勤職員に係る1日の勤務時間を8時間、1週の勤務日数を5日と定めた事業所における常勤職員の1週間の勤務時間は、8時間×5日＝40時間となります。
1週間の勤務時間が32時間に達しない場合は、常勤職員とみなすことができません。
指定基準上、サービスの種類にかかわらず、事業所には、管理者をはじめとする常勤職員が、最低でも1人は必要とされていますので、常勤職員の1週間の勤務時間は、32時間以上に定める必要があります

3 「常勤・非常勤」及び「専従・兼務」

従業者の「常勤・非常勤」「専従・兼務」の別については、事業所ごとの勤務形態で判断します

事業者における雇用形態等とは異なりますので、ご注意ください

例) A法人が常勤雇用(月～金/8時間×5日＝40時間勤務)する介護福祉士B氏

月・火・水 → C訪問介護(常勤 40時間)の訪問介護員

木・金 → D通所介護(常勤 40時間)の生活相談員(木)、介護職員(金)

C訪問介護 ⇒ 「非常勤・専従」

D通所介護 ⇒ 「非常勤・兼務」

○ B氏の1週の勤務時間について、C訪問介護では24時間、D通所介護では16時間止まりです。

ともに事業所としての常勤の勤務時間(40時間)を満たしていないため「非常勤」となります。

○ B氏の従事する職種について、C訪問介護では訪問介護員のみに従事のため「専従」、D通所介護で

は生活相談員と介護職員の2職種に従事のため「兼務」となります

管理者の兼務と「常勤・非常勤」「専従・兼務」の関係は、次のとおりです

例) 左記「1 管理者の兼務」の(1) ⇒ 訪問介護「常勤・兼務」

〃 (2) ⇒ 訪問介護、通所介護ともに「常勤・専従」

○ (1)の場合、訪問介護事業所内で管理者とサービス提供責任者の2職種に従事のため「兼務」となります

○ (2)の場合、訪問介護、通所介護ともに、事業所内では管理者のみに従事のため「専従」となります

す。また、両事業所の管理業務は、同時並行的に行われるため、ともに「常勤」となります

5 その他運営に係る注意事項

指定更新申請及び廃止・休止・変更届について

●指定更新申請

- ・指定有効期間を事業所にてお確かめの上、**更新月の属する月の前々月末**までに申請をお願いします
(例: 10月1日指定更新であれば8月末日)

●廃止届・休止届

- ・廃止または休止の日の**1か月前まで**に利用者の移管先リストとともに届出をお願いします。

●変更届

- ・下記に示すような内容に変更があった場合は、変更届に変更内容を記載の上、関係する様式及び運営規程等の事業所で備える様式と共にご提出をお願いします

・変更届の提出を要する内容の例

法人(名、所在地、代表者など)、事業所(名、所在地、管理者、人員内容、職員の職種や勤務形態、利用定員、算定する加算など)

※変更後10日以内に提出をお願いします

人員基準・設備基準等を満たしていることが前提となりますので不安な場合は事前にご相談ください

※申請様式等については、津市ホームページより必要な様式等を使用させていただきますようお願いいたします

5 その他運営に係る注意事項

変更届について

- ◆変更届出書の「変更前」「変更後」の欄に変更内容を記載してください。
職員の変更の場合は職種と氏名を記載してください。
- 変更内容が多く「変更前」「変更後」の欄に記載しきれない場合は別紙(新旧対照表など)に記載しても結構です。

第2号様式(第3条関係) 変更届出書

(宛先) 津市長

年 月 日

開設者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業者番号																				
指定内容を変更した事業所等	名称																			
	所在地																			
サービスの種類																				
変更年月日	年	月	日																	
変更があった事項(該当に○)	変 更 の 内 容																			
事業所(施設)の名称	(変更前)																			
事業所(施設)の所在地																				
申請者の名称																				
主たる事務所の所在地																				
代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所																				
登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)																				
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等																				
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所																				
運営規程	(変更後)																			
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関																				
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制																				
本体施設、本体施設との移動経路等																				
併設施設の状況等																				
介護支援専門員の氏名及びその登録番号																				

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

5 その他運営に係る注意事項

4.(2)⑩ 管理者交代時の研修の修了猶予措置

◆人員の変更時、必要な資格の取得や研修を修了しているか確認してください。

必要な研修を受講していない場合は介護報酬が減算になる場合があります。

特に認知症対応型サービス事業所についてはご注意ください。

概要	【認知症対応型通所介護★、認知症対応型共同生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】		
概要	○ 認知症グループホーム等の管理者の要件とされている認知症介護実践者研修及び認知症対応型サービス事業管理者研修の修了について、研修の実施時期が自治体によって他律的に決定されるものであることを踏まえ、計画作成担当者に係る措置と同様に、管理者が交代する場合において、新たな管理者が、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申し込みを行い、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、研修を修了していなくてもよい取扱いとする。なお、事業者の新規指定時には、管理者は原則どおり研修を修了していることを必要とする。【通知改正】		
基準			
	代表者	管理者	計画作成担当者
交代時の研修の取扱い	半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すればよい	なし ↓ 市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合はよい	市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該計画作成担当者等が研修を修了することが確実に見込まれる場合はよい
根拠	解釈通知	なし ↓ 解釈通知	Q & A
取扱い開始時期	H30年度～	なし ↓ R3年度～	H18年度～
(参考) 各サービスにおいて必要な研修			
認知症対応型通所介護	-	-	-
認知症グループホーム	認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症介護実践者研修 + 認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修
小規模多機能型居宅介護			認知症介護実践者研修 + 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
看護小規模多機能型居宅介護			

5 その他運営に係る注意事項

身体拘束廃止未実施減算について

(認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

次に掲げる措置を講じなければならない

- 身体的拘束等を行う場合には、その様子及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること

※上記内容をいずれか1つでも行っていない場合、入所者全員について「1日あたり10%」の減算になる



厚生労働省
「身体拘束ゼロへの手引き」

5 その他運営に係る注意事項

高齢者虐待の防止

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第3条第3項（第1章 総則）

指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">老人福祉施設有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">介護老人福祉施設介護老人保健施設介護療養型医療施設地域密着型介護老人福祉施設地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">居宅サービス事業地域密着型サービス事業	
		<ul style="list-style-type: none">居宅介護支援事業介護予防サービス事業	
		<ul style="list-style-type: none">地域密着型介護予防サービス事業介護予防支援事業	

（高齢者虐待防止法第2条）

5 その他運営に係る注意事項

高齢者虐待の例

1 身体的虐待

暴力的行為等で、身体に痣、痛みを与える行為、外部との接触を継続的に遮断する行為

2 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

3 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること

4 性的虐待

本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

5 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

5 その他運営に係る注意事項

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議については、事業所がサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を目的とするものです。下表のとおり適切な開催をお願いします

会議の名称	サービス種類	開催頻度
運営推進会議	地域密着型通所介護 療養通所介護	概ね6月に1回以上 概ね12月に1回以上
	認知症対応型通所介護	概ね6月に1回以上
	小規模多機能型居宅介護	概ね2月に1回以上
	認知症対応型共同生活介護	概ね2月に1回以上
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	概ね2月に1回以上
介護・医療連携推進会議	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	概ね6月に1回以上

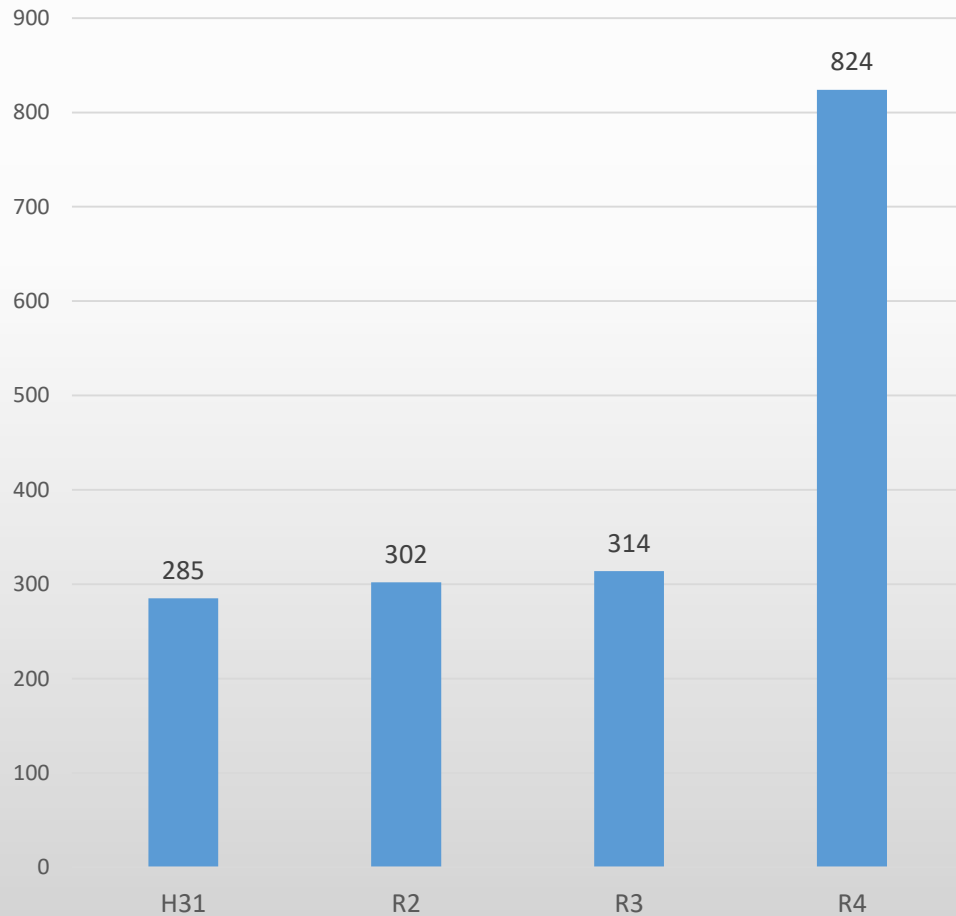
令和5年5月8日以降は新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いは見直しとなりました。
以降は書面での開催ではなく通常通り会議の開催が必要となります。

5 その他運営に係る注意事項

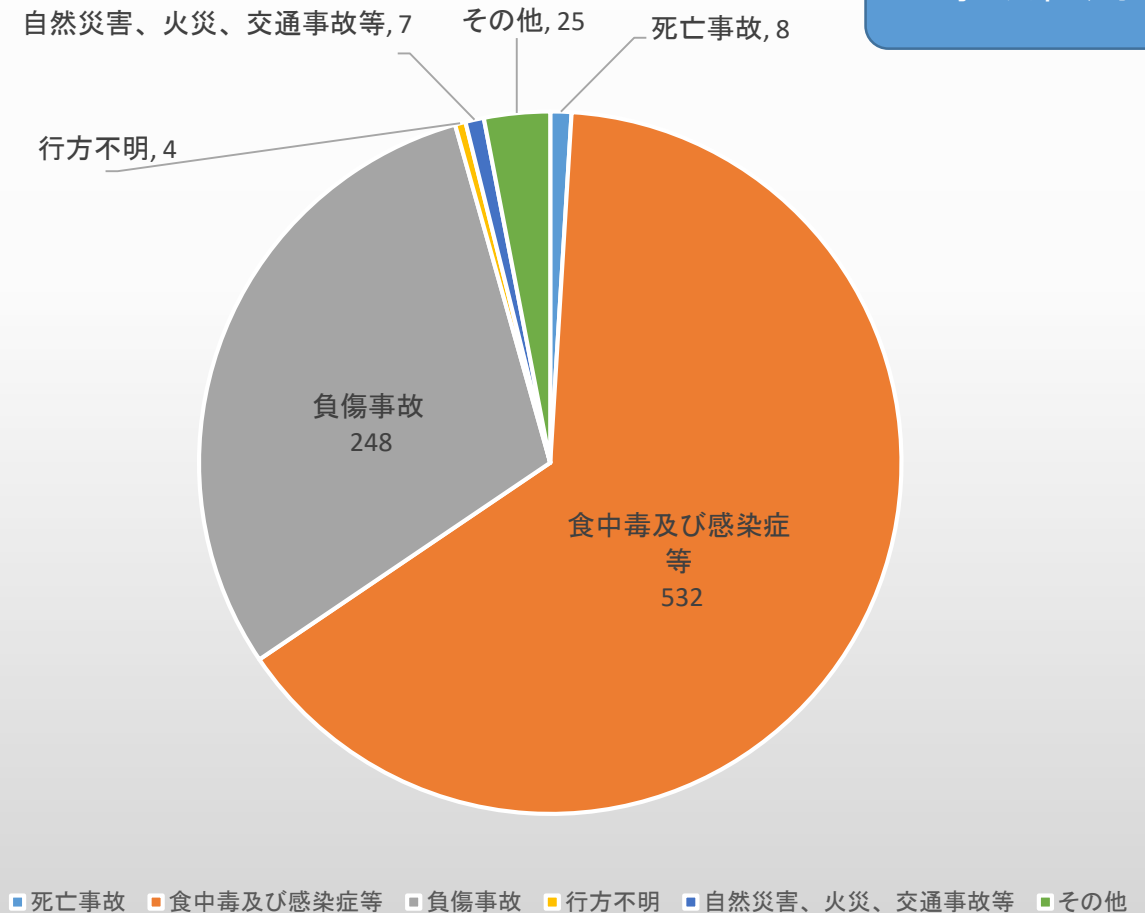
令和4年度に津市へ報告された事故

◆ 昨年度からの事故件数の大幅な増は新型コロナウイルス感染症によるものです。

事故件数の推移



事故種別

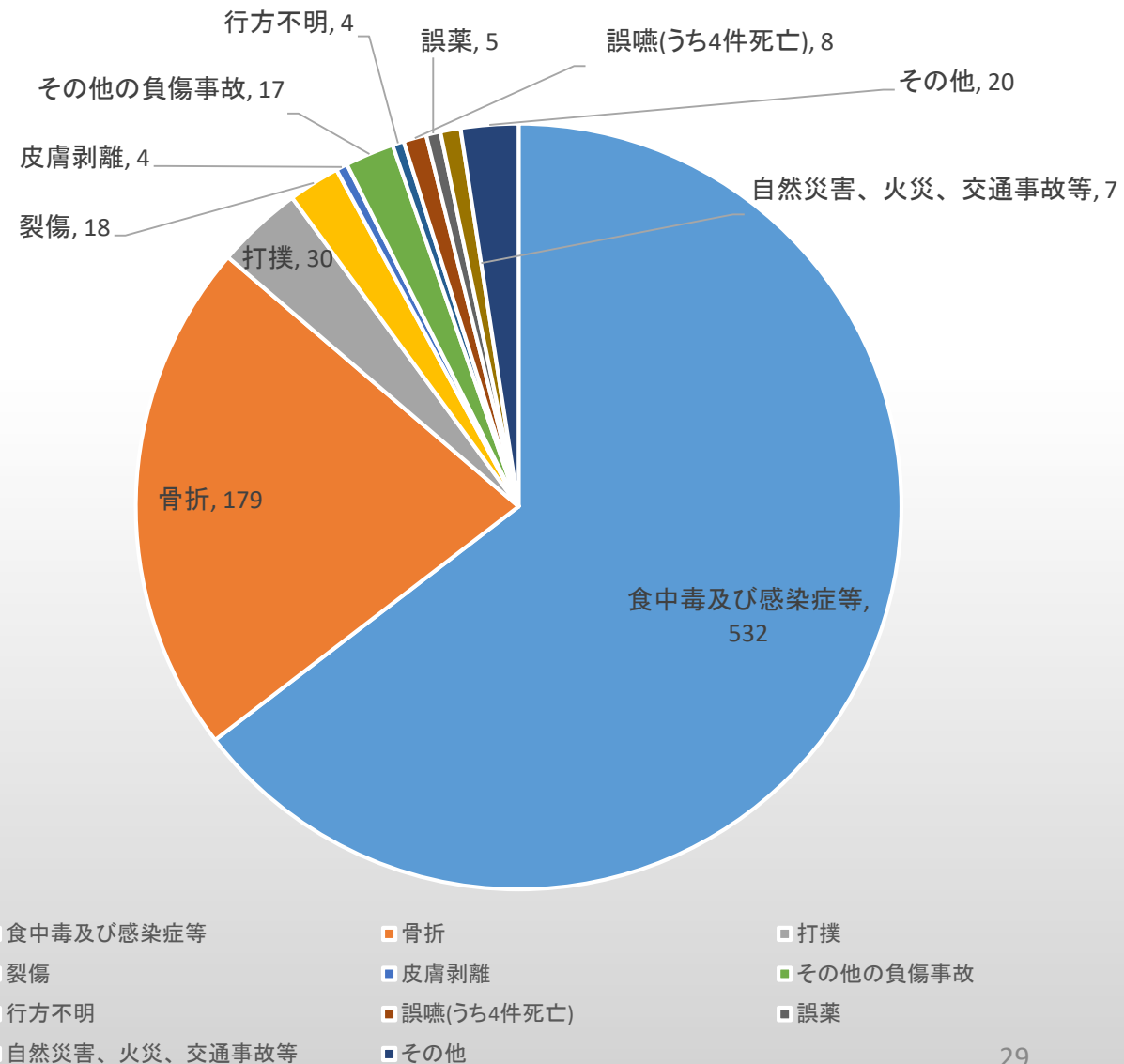


5 その他運営に係る注意事項

負傷内容等

令和4年度に津市へ報告された事故

◆ 要介護度別では、要介護4、3の順に多く、全体の約6割、年齢別では、85歳以上が7割以上になります。また、死亡事故の原因は誤嚥、新型コロナウイルス感染症等です。



5 その他運営に係る注意事項

運営規程について

- ◆ 運営規程や重要事項説明書に記載する職員の「員数」について、「〇人以上」と記載することが可能である
（重要事項を記載した文書に記載する場合についても同様とする）
上記に関する運営規程の変更の届出は年1回でよい
- ◆ 虐待の防止の措置に関する事項（再掲）（令和6年3月末で3年間の経過措置終了）
 - ①委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める
 - ②虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等についても定めること変更の届出不要（事業所にて修正）

5 その他運営に係る注意事項

業務管理体制について

- ◆ 介護保険法に基づき、全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じ、以下①の事項について、関係行政機関に届け出る必要があります。(介護保険法第115条の32第1項及び第2項)
また、以下①又は②の事項に変更がある場合についても、届出が必要となります。(介護保険法第115条の32第3項)
なお、詳細については、参考(介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出)を確認ください。

①介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の40第1項第1号から第4号に基づく届出事項

- 第1号 事業者「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「生年月日」、「住所」、「職名」
- 第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

②介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる区分の変更(届出先の変更)

事業所等の指定等により、事業者が管理する事業所が増減し、事業展開地域が変更となり、届出先区分の変更が生じた場合

- ◆ 行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、令和5年3月28日(火)13時00分以降、電子申請等による届出が可能となりました。

※なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要

※業務管理体制の整備に係る届出先が津市になるのは、「地域密着型サービスのみを行う事業所」であり、かつ「指定事業所が津市内にのみ所在する事業所」になります。両方の条件を満たさない事業所の場合、届出先は三重県、または厚生労働省になります。

5 その他運営に係る注意事項

介護職員処遇改善加算について

◆ 介護職員の賃金の改善等を実施している事業所に対する加算(1月につき)

◆ 算定要件

区分	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
キャリアパス要件①	○	○	○
キャリアパス要件②	○	○	○ (①と②のどちらか)
キャリアパス要件③	○	×	×
職場環境等要件	○	○	○

◆ 加算の計算方法

・加算単位数 = 1カ月あたりの総単位数 × サービス別加算率

総単位数の計算方法

・1カ月あたりの総単位数 = 12カ月間の介護報酬総単位数 ÷ 12

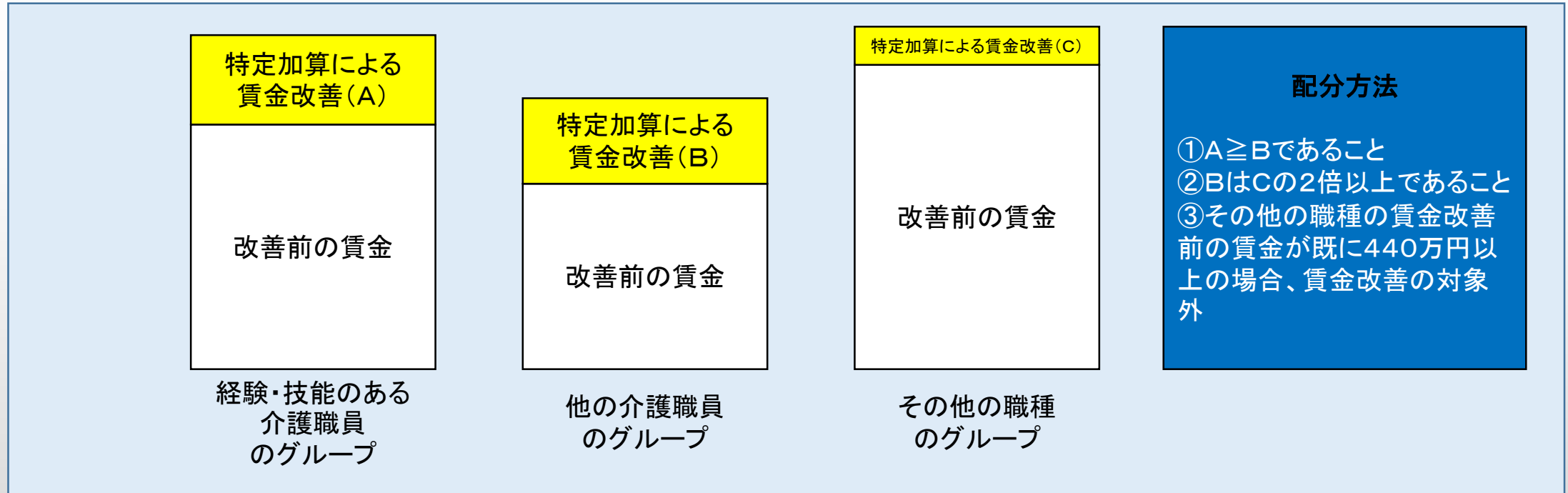
※処遇改善加算の加算Ⅰ～Ⅲは、サービス種別ごとに加算率が異なるため注意！

5 その他運営に係る注意事項

介護職員等特定処遇改善加算について

- ◆ 経験・技能のある介護職員の処遇改善を目的として、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲに上乗せする形で介護報酬が加算されます(他の介護職員・その他の職種も配分対象とすることが可能)。

イメージ



5 その他運営に係る注意事項

介護職員等特定処遇改善加算について

◆ 算定要件

区分	加算I	加算II
職場環境等要件	○	○
介護福祉士の配置等要件	○	×
処遇改善加算要件	○	○
見える化要件	○	○

◆ 加算の計算方法

・加算単位数 = 1カ月あたりの総単位数 × サービス別加算率

総単位数の計算方法

・1カ月あたりの総単位数 = 12カ月間の介護報酬総単位数 ÷ 12

※特定加算の加算I～IIは、サービス種別ごとに加算率が異なるため注意！

5 その他運営に係る注意事項

介護職員等ベースアップ等支援加算について

◆ 令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から創設

◆ 算定要件

区分	以下のいずれも満たすこと
ベースアップ等要件	賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること
処遇改善加算要件	処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること

◆ 加算の計算方法

・加算単位数 = 1カ月あたりの総単位数 × サービス別加算率

総単位数の計算方法

・1カ月あたりの総単位数 = 12カ月間の介護報酬総単位数 ÷ 12

※サービス種別ごとに加算率が異なるため注意！

5 その他運営に係る注意事項

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

- ◆ ①介護職員処遇改善加算
- ◆ ②介護職員等特定処遇改善加算
- ◆ ③介護職員等ベースアップ等支援加算

上記いずれの加算も4月または5月から本加算の算定を行う場合は原則2月末日（令和5年度は4月15日）までに提出が必要。

6月以降は算定を受けようとする月の前々月末日が締め切りとなります。

- ◆ 実績報告書の提出
各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日（7月31日までに提出が必要）

①介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

②介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。

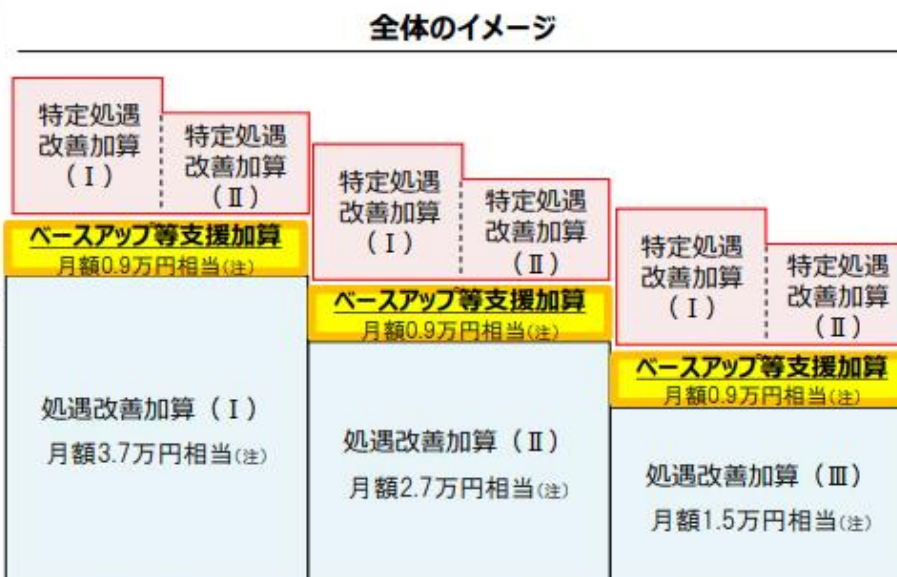
- 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

- 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕